

広報ひだ

号 外
2020
No. 4

発行・編集 飛騨市新型コロナウイルス対策本部 〒509-4292 飛騨市古川町本町 2-22 電話 (0577) 73-2111 (代表)

あなたのお店は”安心安全宣言”事業者に登録されていますか？*

6月19日に県境を跨ぐ移動や観光などが緩和され、市内での飲食、宿泊などの需要は少しずつ回復傾向にあるものの、新型コロナウイルスの感染リスクがゼロになったわけではありません。そうした中、飛騨市で実施している“安心安全宣言”の登録事業者数は伸び悩んでいます。

感染拡大の第2波の到来に備え、気を緩めることなく、感染防止対策の徹底と“安心安全宣言”事業者登録をお願いします。登録に関するお問い合わせは、市民保健課（電話 0577-73-2948）までご連絡ください。

Q “安心安全宣言”登録事業者とは何ですか？
A 市内の飲食店、居酒屋、宿泊施設などのうち、市民の方に安心して市内のお店などをご利用いただくために県や各業界団体が示す感染対策マニュアル、市のチェックシートなどをもとに適切な感染防止対策を講じている事業者です。

Q 登録するには、どのような感染防止対策を行ったらいですか？
A 店舗の広さや間取りなどにより、行える感染防止対策もさまざまです。飛騨市では8月から「安心安全コーディネーター」制度を開始します。市の感染防止対策講習を受講したコーディネーターに相談して、実際に店舗を見ていただき、適切な対策指導を行います。さらに、対策に必要な費用もコーディネーターの監修により、より有利な支援を受けられます。

Q 以前登録をしましたが、対策が十分心配なところがあります。
A 「安心安全コーディネーター」にご相談いただければ、登録済み事業者の方も適切な感染防止対策の確認が可能です。さらに、今回の緊急対策第7弾により、既に感染対策の環境整備の支援制度を利用されている事業者の方も、コーディネーターの監修で再度対策していただくことで、再度環境整備支援や販売促進支援を受けることが可能です。



“安心安全宣言”登録ステッカー
※登録店は店頭にて貼ってあります
また、市公式ホームページにも掲載しています

業種	宣言件数	対象件数	割合
居酒屋	13	46	28%
スナック	24	24	100%
カラオケ	3	3	100%
飲食店	40	82	49%
喫茶店	8	29	28%
宿泊施設	67	76	88%
合計	155	260	60%

“安心安全宣言”登録事業者数
(7月13日現在)

感染者が出ていないから飛騨は安心？ お客さん自身も安心安全宣言の意識を

市内の飲食店、居酒屋、宿泊施設などお店側が安全対策をいくらがんばられても、お客さん側が無頓着であったり、感染者がいない地域だから大丈夫と気を緩め、マスク未着用でお店に入ったり、話す距離を気にしなかったりしたら、いつ感染者が発生してもおかしくありません。

また、7月22日から国内観光需要喚起を目的とした国の施策「GoToキャンペーン」が始まる予定で、県外へ出かける方や県外から来られる方も増えることが想定されます。

市民の方もお店の方もお互い感染対策への意識と行動を今一度ご確認をお願いします。



新型コロナウイルス感染症緊急対策（第7弾）を実施します

飛騨市ではこの度、新型コロナウイルス感染拡大により市民の生活や経済活動にさまざまな影響が生じていることから、市民や事業者の皆さんを応援するため、7弾目となる緊急支援を実施します。「コロナと共に生きる生活」を体現し、感染拡大第2波に備えるため、各事業者の感染対策を更にもう一段レベルアップする施策を展開し、感染者の発生状況を注視した上で徐々に市内経済を前進させます。あわせて、飛騨市総合政策指針にも掲げる「誰一人取り残さない」という考えのもと、生活資金支援の拡充を図りつつ緊急雇用対策を継続するとともに、これまで施策の手が届いていない業種への支援を新たに追加するなど、緊急対策を実施します。

- 下記の支援制度は、市内の影響や国や県の今後の動向により、開始時期の変更や期間の延長等を行うことがあります。
- その他の国や県の支援制度もあります。詳しくは下記の相談先（市役所担当課）までご相談ください。

市民向けの主な支援

制度	主な内容	相談先
新規 ひとり親世帯臨時特別給付金（国事業）	・ コロナの影響を受けているひとり親世帯へ基本給付1世帯5万円・第2子以降1人3万円加算、追加給付として該当世帯に5万円加算を支給します。詳細は広報ひだ7月号（7月15日発行）をご覧ください。	子育て応援課 0577-73-2458
市役所の緊急雇用	・ 非常勤職員（会計年度任用職員）を緊急雇用します ※対象者 コロナの影響で離職などを余儀なくされた方 ※業務内容 清掃作業、データ入力作業、各種事務など ※募集は随時、同報無線や市ホームページでお知らせします	総務課 0577-73-7461
“返済免除付き”生活支援資金貸付制度	・ 収入減少により生活にお困りの方へ生活に必要な資金を最大30万円貸し付けます ※無利子・連帯保証人なし ※県の生活福祉資金貸付（20万円等）も併用可能 ※収入が改善されない場合の返済免除要件を拡充 ※ 拡充 家賃、ローン、学費、仕送りなどやむを得ない固定支出にも配慮した返済免除要件の大幅緩和（ ピックアップ1 ⇒P4）	社会福祉協議会 0577-73-3214 地域包括ケア課 0577-73-6233
子育て世帯への臨時特別給付金（国制度）	・ 子育て世帯を支援するため児童手当受給世帯（0歳～中学生のいる世帯）に、対象児童一人につき1万円を支給します。ただし、児童手当の所得制限額を超えている「特例給付」の受給者は対象になりません。	市民保健課 0577-73-7464
市税等の納付猶予制度	・ 令和2年2月以降の経常的収入が前年同期比概ね20%以上減少し、一時に市税等の納付が困難な方へ 最長1年間納付を猶予します ※猶予対象 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料、下水道料等使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金償還金 ※国税（法人税・所得税・消費税）の納税猶予と延滞金の免除は、税務署へご相談ください	税務課 0577-73-3742 ほか各部署
住居確保給付金（家賃支援・国制度）	・ 離職や廃業又は同程度に収入が減少し、家賃が払えず住宅を失いそうな方へ家賃の一定額を給付します ※支給要件 ハローワークでの求職活動実施など ※支給期間 原則3カ月（最長9カ月）	地域包括ケア課 0577-73-6233
新規 「飛騨市あんしんバス旅」応援事業 	・ コロナの影響で需要回復が見込めない市内事業者への支援と、適切な感染対策を講じたバス旅行を促進するため、市民等が旅行等に使う貸切バス借上料1/2（最大1台5万円）支援します 【例】・加賀温泉旅行1泊2日に職場20人で大型バス使用 大型通常154,000円→支援で104,000円に（最大1台5万円） ・近場の奥飛騨温泉郷旅行に友人12人で中型バス使用 中型通常77,000円→支援で38,500円に（1/2支援） ※移動距離や時間によって異なります	観光課 0577-73-7463
新規 地区有集会施設等の感染防止対策支援制度 	・ 各地区有集会施設等の感染防止対策費用の一部を支援します ※対象経費の例 飛沫感染防止アクリル板、自動手指消毒噴霧器（消毒液）、非接触型体温計、網戸の設置等 ※補助率 10/10（上限10万円）申請1回のみ ※対象期間 令和2年10月31日まで ※対策実施前に申請が必要です（4月1日まで遡及適用特例あり）	生涯学習課 0577-73-7495
新規 コロナと共に生きる地域活動支援補助金 	・ 感染防止対策を講じた各地区有集会施設等で実施する地区のイベントや地域住民間の懇親事業など地域活動費用の一部を支援します ※対象団体 行政区又は町内単位等、一定の地域活動実績がある団体 ※補助率 1/2（上限10万円。同一申請団体で上限まで） ※対象期間 令和3年3月31日まで ※懇親会の飲食費用、持ち帰り飲食費用も対象 ※事業実施前に申請が必要です	生涯学習課 0577-73-7495

🏆 事業者向けの主な支援

制度	主な内容	相談先
新規 社会保険労務士等 相談費用補助制度	・社会保険労務士等へのコロナ関連の相談・依頼費用の一部を最大10万円補助します ※補助額 1回あたり上限5万円。申請2回まで ※期間 令和2年8月3日～令和3年3月31日	商工課 0577-62-8901
中小企業経営安定 資金融資制度	※融資限度額 3,000万円 ※利子補給 1/2(3年間) ※信用保証料補給 1/2(新型コロナウイルス要因に限る)	商工課 0577-62-8901
新型コロナウイルス対策 特別融資制度	※融資限度額 5,000万円 ※利子補給 全額(3年間) ※信用保証料補給 全額 ※条件 商工団体やビジネスサポートセンターの経営指導を受けなど ※ 拡充 融資申込期限を令和2年9月30日まで延長	商工課 0577-62-8901
「返済ゆったり資金」 に対する利子補給制度	・「返済ゆったり資金」の借り増し金額に対し、支払利子の年利1%相当を最長3年間補給します(「返済ゆったり資金」は既存の県制度融資の借入と一本化して追加融資を実行する制度で、新規借入より月々の約定返済額の増加を抑えることが可能です)	商工課 0577-62-8901
「新型コロナウイルス感染症 対策資金」「危機関連対応資 金」に対する保証料補給制度	・県の融資(新型コロナウイルス感染症対策資金・危機関連対応資金)の実行を受けた方の保証料を補給します ※信用保証料補給 全額(各制度融資毎に上限100万円)	商工課 0577-62-8901
畜産・酪農農家向け 利子補給制度	・農業経営改善に係る資金の融資を受けた市内の肥育・繁殖・酪農農家の資金融資に対する全額利子補給します(3年間) ・既存の市内用繁殖雌牛導入基金と市乳用牛導入基金の償還を1年間猶予します	畜産振興課 0577-73-0152
岐阜県新型コロナウ イルス感染症対応資 金(県制度)	※融資限度額 4,000万円 ※利子補給 全額(3年間) ※信用保証料補給 1/2または全額 ※条件 セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた方	商工課 0577-62-8901
緊急市民雇用奨励金	・コロナの影響で離職等を余儀なくされた方を緊急的に雇用する市内事業者などに対し、人件費相当額(880円(上限8時間/日・人)×実労働時間数)を奨励金として雇用主に交付します ※ 拡充 雇用開始期間を令和2年9月30日まで延長	総合政策課 0577-73-6558
飛騨市雇用調整支援金	・事業主が休業などを行う際に、雇用を維持するために必要な休業手当、賃金などの負担について事業者負担割合相当を市で補助します ※条件 国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を活用	商工課 0577-62-8901
新型コロナウイルス 対応販売促進事業 (環境整備事業)	・自店舗の感染防止のための設備の設置や必要な衛生設備の購入など、環境整備の取り組み費用などを全額補助します ※上限 10万円 ※ 拡充 飛騨市の新制度「安心安全コーディネーター」活用により上限15万円に拡充。既申請者も差額分を申請可能 (ピックアップ2 ⇒P4) ※ 拡充 タクシー、バスなどの「車両」も対象に追加 (バス1台 上限8万円、タクシー1台 上限3万円)	商工課 0577-62-8901
新型コロナウイルス 対応販売促進事業	※ 拡充 飛騨市の新制度「安心安全コーディネーター」の監修等により、必要な感染防止環境が整備された、もしくは整備されていると認められる場合にチラシなどの印刷費・新聞折込料、月刊誌等への宣伝費などを全額補助します ※上限 20万円 ※申請回数1回のみ。ただし、6月末まで実施していた旧販売促進制度利用者も申請可 (ピックアップ2 ⇒P4)	商工課 0577-62-8901
起業化促進補助制度	・新たな業種への進出(第2起業)に必要な経費の2/3以内を補助します(従来の1/5以内を拡充) ※上限 100万円(「商業地域」「近隣商業地域」内150万円)	商工課 0577-62-8901
インターネット環境 整備補助制度	・インターネットを活用した商品販売や自社のPRを行う場合、HP作成、リニューアル経費の1/2を補助します ※上限 50万円(従来の30万円を拡充)	商工課 0577-62-8901
店舗リニューアル 補助制度	・店舗の魅力アップ、新たな事業への進出や事業転換に対応した改装費などの1/2以内を補助します	商工課 0577-62-8901

飛騨市ビジネスサポートセンター 社会保険労務士による相談会の開催

事業者が社員を守るための雇用や労務管理等での課題解決、国などの各種補助申請などをご相談ください。
【実施日】毎週金曜日13:00～16:30 【実施期間】令和2年8月7日～12月18日 【相談料】無料
【会場】未定(古川・神岡地区で実施予定。市ホームページなどでお知らせします)



ピックアップ1 “返済免除付き”生活支援資金貸付制度

収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度について、家賃や子どもの学費等の固定支出にも配慮した返済免除要件の大幅緩和を行います。

制度の概要

- 【対象者】通常の平均的収入と比べ、直近の月収入が2/3以下に減少した方(同一世帯内で複数人の貸付も可)
- 【貸付額】**最大30万円(一括可)を3カ月以内で貸付**
- 【借入・返済】連帯保証人不要、無利子、償還期間5年以内(初回借入日から1年以内据置)
- 【貸付内容】返済免除有、2回まで借入可能、他制度(県貸付制度)との併用可能

免除要件の大幅緩和

- 初回借入分に加え、**2回目の借入分も返済免除の対象**に追加します。
- 世帯の月の支出において、家賃、借入金返済、子どもの学費、別居親族への仕送りなどやむを得ない**固定支出がある場合は、その支出額を下記の免除基準額に加算**して返済免除判定を行います。

【免除要件】当初借入日以降4か月目の世帯全体の収入月額が、次の免除基準額に満たない場合

【免除基準額】世帯全体の収入月額が市民税非課税相当と市がみなして設定した以下の額

単身世帯10万円、2人世帯15万円、3人世帯20万円、4人世帯25万円

以降世帯員1名につき5万円加算

※ただし、同一世帯で複数人借入している場合は、同世帯内で1名分の借入分のみが免除対象です。

例えば…

2人世帯で、本資金借入後4か月目の世帯収入月額が18万円で、毎月4万円の住宅ローン返済をしている場合

- 免除基準額15万円+住宅ローン4万円=19万円が免除基準額
- 拡充免除基準額19万円 > 世帯収入月額18万円 ⇒ **返済免除!**

【問い合わせ先】地域包括ケア課 電話0577-73-6233

ピックアップ2 安心安全コーディネーターによる感染防止対策の促進

安心安全コーディネーターの認定

市の感染防止対策講習を受けた事業者や個人を安心安全コーディネーターとして認定し、その方が市内店舗等に対し、感染防止対策に関して情報提供やアドバイス、施工・設置までを行っていただきます。

【対象者】

飛騨地域内に事業所又は住所を有する事業者及び個人であって、市の講習を受け感染防止を図るための設備や備品の製作又は設置に関するノウハウを十分に有すると市が認めるもの

【コーディネーター料】

- ①安心安全コーディネーターの監修により感染防止対策を実施し、その対象店舗が市の安全安心宣言事業者に登録された場合、1件あたり施工費用の10%(上限15,000円)を支給します。
- ②市内店舗等が行う飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度の交付申請にあたり、市が依頼し感染対策の状況確認及び報告をしていただいた場合、確認作業として1件あたり3,000円を支給します。

安心安全コーディネーターを活用する市内店舗等への優遇制度

安心安全コーディネーターの監修等を受けた結果、他の模範となるような感染予防対策として環境の整備を行うと認められる場合のみ、以下の補助事業の優遇を受けられます。

○飛騨市新型コロナウイルス対応環境整備事業支援制度の優遇(補助上限額の引上げ)

【期間】令和2年8月3日~10月30日

【拡大内容】補助率 対象経費の10/10(通常:上限10万円 ⇒ 特例:上限15万円)

申請回数 通常:1回限り ⇒ 特例:既に申請済みの方も再度1回限り申請可能(上限15万円から既申請済額を引いた金額まで)

安心安全コーディネーターの監修等により、上記の必要な感染防止環境が整備された、もしくは整備されていると認められる場合は、以下の補助事業の優遇を受けられます。

○飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度の優遇(対象者限定復活)

【対象者】市内に事業所を有する全ての商工業者及び飛騨市に住民登録を有する個人(大規模店舗、フランチャイズ店舗等は除く)

【補助対象】チラシなどの印刷費・新聞折込料、月刊誌等への宣伝費

【補助額】10/10 上限20万円(申請回数1回のみ。ただし、6月末まで実施していた旧販売促進制度利用者も申請可)

【期間】令和2年8月3日~10月30日

【条件】事業実施前の申請が必要です(実施後の事後申請は認められません)



【問い合わせ先】(認定及び講習関係)市民保健課 電話0577-73-2948 / (補助金申請関係)商工課 電話0577-62-8901